

対ウクライナ 国別開発協力方針

平成 29 年 7 月

1. 当該国への開発協力のねらい

ウクライナは、欧州第2位の面積及び同第7位の人口を有する地域の大国であり、また、EUとロシアの間に位置することから、地政学上、地域の安定を実現する上で重要な役割を担っている。

しかし、2014年2月に、ヤヌコーヴィチ政権（当時）が市民革命（「尊厳革命」）によって崩壊した後、ロシアによるクリミア半島の違法な「併合」及び東部における武装勢力とウクライナ政府軍との衝突が発生し、ウクライナ情勢は悪化した。

長期化する紛争及び東部の紛争地域における経済活動の停滞等により、同国の経済状況は著しく悪化したため、経済状況の回復はポロシェンコ政権の喫緊の課題となっている。また、ウクライナが旧態依然の国内体制や制度から脱却し、強靱性と持続性をもつ国になるためには、大胆で包括的な国内改革が不可欠である。現在、ポロシェンコ政権は汚職対策や司法・行政改革等、幅広い分野で国内改革を推し進めているが、その道のりは容易ではない。

このようにウクライナは、国内に紛争を抱えながらも、経済・社会安定及び民主国家として再建に取り組んでおり、改革努力を後押しするための国際社会による更なる支援が求められている。我が国としても、責任ある国際社会の一員として、ウクライナの自立を根幹から支えるための取組を行うことが不可欠である。

我が国は、G7を含む国際社会と協調しつつ、ウクライナの課題に対応する支援を行っている。具体的には、ウクライナ情勢の悪化を踏まえ、同国の安定を確保し、民主化・市場経済化を推し進めることで、地域の平和と安定に寄与するための取組を積極的に支援していくことを目的として、①「経済状況の改善」、②「民主主義の回復」及び③「国内の対話と統合の促進」を支援の3本柱¹として、ウクライナに対して、経済・インフラから人道状況の改善まで様々な支援を実施している。こうした我が国の取組は、ウクライナのみならず国際社会からも高い評価を得ている。

2. 我が国のODA基本方針（大目標）：自立的・持続的成長の後押し

ウクライナは、同国が直面する様々な困難に対処しながら、国内改革を推進することにより、経済及び社会の継続的発展に取り組んでいる。このことから、我が国独自の技術や知見等、日本の強みを活かした分野を中心に、ウクライナの自立的・持続的経済成長の後押しにつながる支援を行っていく。

¹ 2014年7月17日、キエフで行われた日・ウクライナ外相会談において、岸田外務大臣から表明。

3. 重点分野（中目標）

（1）経済安定化支援

ウクライナでは、経済活動の基盤となるインフラ整備や財政の健全化が必要とされているほか、東部情勢の悪化に伴い、東部の主要産業である重工業に影響が及ぶ中、農業等その他の産業の振興が喫緊の課題となっている。このことから、我が国は、ウクライナの産業振興や外資誘致の拡大に向け、エネルギー供給源の多角化等、安定的なエネルギー供給に向けた支援を行うほか、ウクライナ政府が安定した経済・金融政策を実施するための技術移転・人材育成を行う。

（2）国民の生活・環境改善

ウクライナでは、中央・地方政府ともに慢性的な財政難を抱えていることから、上下水道、保健・医療、教育などのインフラの老朽化に対処できず、公共サービスのレベルが低下し、生活基盤が脆弱な状況にある。このため、国民生活の向上に寄与する社会インフラ及び公共サービスに係る支援を行う。また、日本とウクライナはともに原発事故を経験し、事故からの再生・復興という共通の課題を抱えているため、知見の共有をはじめとする原発事故後の協力を推進する。

（3）自律的なガバナンス・国内融和の促進

ウクライナでは、安定した国家運営に向け民主主義の回復が必要とされる中、ガバナンスの確立・強化は喫緊の課題であり、特に汚職・腐敗等の構造的な課題を抱えるウクライナに対し、様々な国内改革に向けた取組を支援する。また、国内の対話及び統合の促進の一環として、東部で発生した国内避難民等を含む社会的弱者に対する人道支援を行う。

4. 留意事項

ODA事業の案件形成及び事業の実施に当たっては、ウクライナの法律及び規則を踏まえつつ、案件形成段階からウクライナ政府及び関係機関と十分な協議を行う必要がある。

（了）

別紙：事業展開計画